

審査事務規程の一部改正（総走行距離計表示値の記載）について

平成15年10月28日
業務部 業務課

1. 改正の背景

国土交通省においては、不具合発生状況と走行距離との関係进行分析するための基礎資料を得るため、及び中古自動車の公正取引上の観点から、検査時の総走行距離計の表示値を自動車検査証に記載することとし、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正し、平成16年1月1日から施行することとした。

これに伴い、受検車両の走行距離計表示値の確認が必要となったことから、この確認が必要な自動車等について規定するとともに、自動車検査票1に走行距離計欄を設け、記載方法等について規定することとする。

2. 主な改正概要

審査事務規程2-3を改正し、受検時は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすることを審査時における指示等の項目に追加することとする。

審査事務規程2-9を追加し、走行距離計を確認することが必要な自動車及び検査の種類について規定するとともに、確認方法について規定することとする。

審査事務規程3-3-2を追加し、自動車検査票1の走行距離計表示値欄の記載方法について規定することとする。

様式1（自動車検査票1）を改正し、走行距離計表示値欄を設けるとともに、原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置を追加することとする。

3. その他

この規定は、平成16年1月1日から施行する。

この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式1による検査票は、この規程による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載することにより使用することができることとする。

自動車検査票 1

様式1(2-8関係)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人			検査部殿 事務所殿		検査手数料納付書			
01	検査の種類	継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査								
	登録番号 又は車両番号	原動機型式	車台番号	走行距離 計表示値	□□□□□□ km mile					
保安基準に適合しない部分										
合 否 印 字 欄	02 同一性等	長さ、幅、高さ、 車両重量、定員、 その他	05 乗車装置	乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切棒、 隔壁、室内灯、インストルメントパネル、 シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、 その他	09 操縦装置	識別表示、施錠装置、ハンドル、 かじ取りホーク、ギヤボックス、 パワーステアリング、 セクターシャフト、ピットマンアーム、 ドラッグリンク、リレーロッド、 タイロッド、ナックルアーム、 アイドラアーム(ダストブーツ)、 キングピン、 その他	12 燃料装置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、 キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/ CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、 その他	検査の受付	
	03 原動機・ 動力伝達装置	原動機(異音、かかり具合、排気の色)、 速度抑制装置、NR装置 潤滑装置、冷却装置(キャップ等)、 ファンベルト、クラッチ、 チェーン、スプロケット、 トランスミッション、トランスファ、 ディファレンシャル、 プロペラシャフト/ドライブシャフト(連結部、 ダストブーツ等)、 ジョイント部、 ボルト、ナット、 その他	06 保安装置	反射器(前部、後部、大型専用、側方)、 音響器、運行記録計、消火器、非常信号用具、 窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザ、ワイパー、 ウオッシャ、デフロスタ、後视镜、アンダミラ、 サイドアンダミラ、計器類、警報装置、 警光灯、サイレン、 その他	10 緩衝装置	シャシばね、Uボルト、センタボルト、クリップバンド、 ブラケット、シャックル、ストラット、 ラジアスロッド、ショックアブソーバ、 エアサスペンション、 その他	13 電気装置	配線、バッテリー、 発電/充電装置、 点火装置、高圧コード、端子、 その他	審査結果 押印等欄	
	04 車わく・ 車体	車わく、車体、最低地上高、 車体表示(最大積載量、 タンク容量、積載物品名、 幼児専用、スクールバス、 20トン超ステッカー)、荷台、さし枠、 巻込防止装置、突入防止装置(取付位置等)、 連結装置(カブラ、キングピン、 ピントルフック、ルネットアイ)、 その他	07 灯火類	前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、 尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、 非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、 補助方向指示器、速度表示装置、 側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、 制限灯火、禁止灯火、 その他	11 走行装置	ホイールディスク、ホイールベアリング(フロント/リア)、 リム、サイドリング、スピンドルナット、 ハブボルト、クリップボルト、ナット、 アクスル、車輪の振れ、タイヤ(サイズ、空気圧、溝 の深さ)、 その他	14 騒音・ 排出ガス 対策装置	騒音防止装置、消音器、 排気管(接続部、取付ブラケット)、 排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、 二次空気供給装置、O2センサー、 ブローバイガス還元装置、キャニスター)、 熱害対策装置(遮熱板、温度センサー、警報装置、 処置ラベル)、 その他		
			08 制動装置	ブレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、 ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクキャリパ、 倍力装置、センタブレーキ、 エアブレーキ(チャンパー、エア充填装置)、 ABS装置、リザーバタンク液量、 その他	15 その他	内圧容器(導管、ドレインコック)、 附属装置、コーションラベル、 証明書類(移動タンク設置許可証、 タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、 道路維持作業指定申請に関する書類)、 その他				
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、変形、油漏れ、 液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他							審査結果通知書			
[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、ダンプ番号)、自重計、自重計適合証							運輸支局殿 自動車検査登録事務所殿			
[備考欄]							審査結果通知欄			
							納税証 重量税 申請書	保険証 手数料 記録簿	1年	2年
									審査保留	

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成16年1月1日施行

新	旧
<p>第2章 審査の実施方法</p> <p>2-3 審査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車を用いる。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者を用いる。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。</p> <p>検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>～ (略)</p> <p>— 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態とすること。</p> <p>2-9 走行距離計表示値の確認</p> <p>(1) <u>4-84-1(2)の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るものについて、走行距離計の確認を行うものとする。</u></p> <p>— <u>新規検査及び予備検査(道路運送車両法第16条第1項の規定による抹消登録を受けた自動車及び同法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)</u></p> <p><u>継続検査</u> <u>構造等変更検査</u></p> <p>(2) <u>走行距離計の確認は、次により行うものとする。</u></p> <p><u>検査車両の総走行距離計表示値と検査票1の走行距離計表示値欄に記載された数値が同一であることを確認する。この場合において、検査車両の総走行距離計の表示値から検査票1の走行距離計表示値欄に記載された数値を減じた値が200km以下のときは、同一であるとみなす。</u></p> <p><u>総走行距離計(オドメータ)と区間距離計(トリップメータ)を切り換える方式の距離計を備える自動車にあっては、表示されている距離計が総走行距離計であることを確認する。</u></p>	<p>第2章 審査の実施方法</p> <p>2-3 審査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車を用いる。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者を用いる。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。</p> <p>検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>～ (略)</p>

2 - 10 (略)

2 - 11 (略)

2 - 12 (略)

2 - 13 (略)

2 - 14 (略)

2 - 15 (略)

2 - 16 (略)

2 - 17 (略)

第3章 審査結果の通知

3 - 3 2 走行距離計表示値欄

検査票1の走行距離計表示値欄は、2 - 9 (1)の自動車について、次により記載するものとする。

検査車両の総走行距離計表示値と走行距離計表示値欄に記載された数値が同一である場合は、所定の欄に押印等を行う。この場合において、車台番号等を確認した旨の押印等と兼ねることができる。

の値が同一でない場合は、走行距離計表示値欄に記載された数値をボールペン等で訂正のうえ、訂正部分に重なるように押印等を行う。

走行距離計表示値欄に数値が記載されていない場合には、検査車両の総走行距離計の表示値をボールペン等で当該欄に記載し、所定の欄に押印等を行う。

検査車両の総走行距離計がマイル表示であると判断した場合は、走行距離計表示値欄の「mile」を「 」で困む。

3 - 3 3 (略)

3 - 3 4 (略)

3 - 3 5 (略)

3 - 3 6 (略)

2 - 9 (略)

2 - 10 (略)

2 - 11 (略)

2 - 12 (略)

2 - 13 (略)

2 - 14 (略)

2 - 15 (略)

2 - 16 (略)

第3章 審査結果の通知

3 - 3 2 (略)

3 - 3 3 (略)

3 - 3 4 (略)

3 - 3 5 (略)

3 - 3 7 (略)

3 - 3 8 (略)

3 - 3 9 (略)

3 - 3 10 (略)

3 - 3 11 (略)

3 - 3 12 (略)

3 - 3 13 (略)

3 - 3 14 (略)

3 - 3 15 (略)

様式1(2-8関係)

自動車検査票1 [自動車検査票1は、別紙による。走行距離計表示値欄及び原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置を追加する。]

附 則 (平成15年10月31日検査法人規程第18号)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

ただし、この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式1による自動車検査票1は、この規程による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載して使用することができる。

3 - 3 6 (略)

3 - 3 7 (略)

3 - 3 8 (略)

3 - 3 9 (略)

3 - 3 10 (略)

3 - 3 11 (略)

3 - 3 12 (略)

3 - 3 13 (略)

3 - 3 14 (略)

様式1(2-8関係)

自動車検査票1